

第4回ユース年金学会の参加募集要領

2019年7月8日

日本年金学会
公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構

1 趣旨

日本では国民皆年金が確立しています。「20歳になったら国民年金」で、大学の学部生の方は、途中から国民年金の被保険者になり、国民年金保険料の納付義務が発生します。

年金は「世代と世代の支え合い」の仕組みであることから、国民年金の被保険者の中で最も若い年代に属する学部生の皆さんは公的年金にとって重要な存在です。しかし、世界に類を見ない少子高齢化が進むことなどから、将来自分たちは年金をもらえなくなるのではないかとといった不安や絶望感を持っている人も多いのではないのでしょうか。一方で、年金をより良いものにしていくための独自のアイデアなどを考えている人もいると思われれます。

最近、大学のゼミで年金を取り上げるところも増えていきます。また、社会保障論の受講などをきっかけに年金問題に関心をもってグループで研究するといったこともあるかもしれません。

そこで、年金に関する学術研究を目的とする学会である日本年金学会と、年金に関する専門研究機関である公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構は、ゼミや研究グループが集まって、年金に関するプレゼンを行っていたく機会を設けることにしました。

それぞれのゼミなどで議論を深めることは有意義ですが、それを外部に向けて発信して初めて客観的な評価を得ることができます。また、他のゼミなどと比較し合うことによって、より一層の研さんを積む刺激になります。

発表テーマは、年金に関連するものである必要がありますが、年金制度、人口変動、資金運用、労働、経済財政など幅広い分野からテーマを設定することを可とします。

年金には法律、政治、経済、社会、財政、税制、経営、金融、数理、会計など、様々な観点からアプローチが可能な広範な問題領域があります。多くの学部生のチームが奮って参加されることを期待します。

2 開催日時

2019年12月7日(土) 〇〇時~午後5時頃

開始時刻は、参加チームの数が確定した時点で決定します。

11月30日は「いい未来」の語呂に由来する「年金の日」です。開催日がこれに近いことから、「年金の日」にちなむ行事と位置付けます。

3 場所

慶應義塾大学三田キャンパス 西校舎3階 533教室
(〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45)

4 参加方法

・参加資格

大学の学部生で構成されるチーム(ゼミ、研究グループなど)であって、その指導教員が日本年金学会の会員であるか、入会申込中であること
チーム構成員に教員や大学院生が加わり発表を行うことは不可
参加できるのは指導教員1人につき1チームとします。

・参加申込み

別紙1の参加申込書に必要事項を記入して、日本年金学会事務局にメールで提出してください。

申込期間 2019年9月2日(月)~9月30日(月)

申込み先 n-okamura@nensoken.or.jp

・参加費 無料

5 発表方法

・発表要旨の提出

各発表チームは、別紙2に準拠した様式で5千字程度(A4で4~5枚)の発表要旨をWordで作成し、日本年金学会事務局に提出してください。

提出期間 2019年11月11日(月)~11月29日(金)

提出先 n-okamura@nensoken.or.jp

発表要旨は、当日参加者に配布する資料になりますので、締切りに遅れないようお願いいたします。

・当日の発表

当日は、発表要旨に基づき、発表を行っていただきます。

発表順 原則として発表要旨の提出逆順(早く提出したチームが後)

発表時間 30分

25分経過時点で予鈴を鳴らします。発表時間を5分超過しても終了しない場合は、その時点で強制終了とします。

なお、参加チーム数が多い場合、発表時間を 20 分とすることがある。
質疑時間 発表に対し、フロア（会場の参加者）から質疑やコメントを行う時間を 10 分程度取ります。

パワーポイントの使用

当日の発表ではパワーポイントを使用することが可能です。
映写用の電子ファイルは、12 月 5 日（木）正午までに日本年金学会事務局にメールで送付してください。事務局で会場の PC に格納しておきます。遅れた場合はパワーポイントを使用できなくなるおそれがありますので、注意してください。

6 意見交換及び講評

発表終了後、厚生労働省又は日本年金機構の職員と各チーム代表者との意見交換を予定します（30 分程度）。
その後、有識者による講評を行います。

7 遠隔地からの参加者への交通費補助

東京から 300 km 以上遠に所在する大学から参加するチームに対しては、交通費の一部補助を行います。詳細は別紙 3 をご覧ください。

8 交流会

終了後、交流会（会費制）を開催します。参加費は、5,000 円（ただし、チームメンバーの学部学生 1,000 円）程度を予定しますが、詳細が決まりましたら別途連絡します。

問合せ先

日本年金学会事務局

〒108-0074 東京都港区高輪 1-3-13 NBF 高輪ビル 4 階

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構

総務企画部 岡村なな子

n-okamura@nensoken.or.jp

TEL: 03-5793-9411

(別紙1)

ユース年金学会参加申込書

2019年12月7日(土)

慶應義塾大学三田キャンパス 西校舎3階 533教室

チーム名						
代表者	氏名					
	電話番号					
	E-mail (携帯不可)	主な連絡は代表者に E-mail で行いますが、必要な場合は下記に郵送することもあります。				
	住所	〒 -				
チーム参加者 氏名・所属・学年・ 交流会参加希望 当日参加する全ての人について記載してください。		氏名	学部	学科	学年	交流会
						参加・不参加
						参加・不参加
						参加・不参加
		(合計 人)				
所属大学名		大学				
指導教員	氏名	(当日 参加・不参加、交流会 参加・不参加)				
	E-mail					
	電話番号					
発表テーマ (50字以内)						
発表概要 (200字以内)						

- (備考)
- ・指導教員が日本年金学会の会員でない場合は、本申込に併せて入会申込をしてください。
 - ・本票に記載の個人情報は、ユース年金学会の運営のみに利用します。

なお、本様式の Word 版(書込み可能)が下記リンクからダウンロードできますので
ご活用ください。

http://www.pension-academy.jp/youth/pdf/yoshiki_wd.docx

発表テーマ

チーム名

チーム構成員氏名：○山○男、○野○郎、○川○子、○井○美

1 はじめに

.....。これを世界で初めて指摘したのはジョン・スミスであり、Smith(1995)は「.....」(本チームによる仮訳)と指摘している。.....。

2 ○○○

2-1 ○○○

.....。これについて○田(2014)は「.....」と説明している。.....。

2-2 ○○○

.....。これに対し○村(2015)は「.....」と反論している。.....。

3 ○○○

3-1 ○○○

.....。

3-2 ○○○

3-2-1 ○○○

.....。

3-2-2 ○○○

.....。

4 ○○○

.....。

(参考文献)

Smith, J (Published year) "Headline of the Report", *Title of the Document*

○田○彦(発刊年)「論文名」、『誌名・巻号』

○村○枝(発刊年)『書名』、出版社

- 1 Word10.5ポイントで作成してください。適宜図表などを挿入してもかまいません。
- 2 先行研究を引用する場合は、上記例にならい適切に出典明示してください。無断引用は厳に慎んでください。

遠隔地からの参加チームに対する交通費補助について

1 補助対象

東京から 300km 以遠の地に所在する大学のチーム構成員（3 名を限度）。
具体的には、大学の最寄りの鉄道の駅から東京駅までの営業距離をインターネットの路線検索で検索し、その距離が 300km を超える場合に、補助対象とします。

2 補助金額

参加者 1 人当たり、大学の最寄り駅から東京駅までの営業距離 100km につき、1,000 円（端数切捨て）とします。

例えば、最寄り駅が名古屋（355km）・仙台（351km）は 3,000 円、京都（514km）・大阪（550km）は 5,000 円、広島（850km）は 8,000 円、札幌（962km）は 9,000 円、博多（1,064km）は 10,000 円、那覇（1,707km）は 17,000 円となります。

ただし、1 チーム 3 名までとします。

3 補助の申込み方法

チームの代表者は、別紙 1 の参加申込書の提出後、2019 年 10 月 31 日（木）までに、補助対象参加者氏名（3 名まで）、大学の最寄りの鉄道駅名及び東京駅までの営業キロ数、請求金額（2 により算定してください。）、預金口座情報（銀行名、支店名、預金の種類、口座番号。なお、預金口座は代表者本人の名義のものに限ります。）を記載して、日本年金学会事務局（n-okamura@nensoken.or.jp）に申し込んでください。

4 補助金の支払い

補助金はチームの代表者にまとめて支払います。支払いは、2019 年 11 月中に行うことを原則とします。

5 補助の申込みに当たっての注意事項

発表要旨に氏名が記載されるチーム構成員以外の方（指導教員や応援のために参加する方など）が補助対象参加者となることはできません。

補助対象参加者として記載された方が実際には参加しなかった場合は、理由のいかんを問わず、その方についての補助金は後日返還していただきます。

（以上）